

# 神 教 組 事務職員部 部 報

## 日教組事務職員部専門委員会中間報告

～ これからの学校における学校事務のあり方—自ら考え、動く事務職員をめざして— ～

日教組事務職員部専門委員会は、2016年4月15日付けで、日教組事務職員部常任委員会より以下のような諮問を受けました。

15年12月、中教審から「チーム学校としての在り方と今後の改善方策について」答申が出されました。答申では具体的改善方策として学校のマネジメント機能強化について3点挙げられ、その1つとして事務体制の強化が示されています。今後、

- ・事務職員の職務規定等を見直し学校運営に関わる職員であることについて法令上明確化する
- ・標準的職務内容を示す
- ・共同事務組織を法令上明確化する

ことなどが、国で検討されています。また、

- ・事務職員の専門性向上のため、研修の充実をはかる
- ・共同実施推進にむけた規則等の見直し

について提言されています。

(中略)

16-17年度専門委員会では、「チーム学校」の実現にむけた動向を視野に入れ、求められる事務職員像について組合員一人ひとりが、また、事務職員組織として実践できる具体案についての検討を諮問します。併せてこれまで提起されてきた事務職員制度確立のための方策について、単組で具現化するための具体について諮問します。(以下、省略)

日教組事務職員部専門委員会では討議を重ね、中間報告(別紙)をまとめました。日教組事務職員部常任委員会は2017年2月10日にこれを確認し、2月11日に行われた日教組事務職員部全国部長会議にて、各県に対し学習会の開催と意見の集約を要請しました。

神教組事務職員部は、2月7日に事務職員の職務内容と共同学校事務室等についての改正法案が国会に提出されていること等の情勢に鑑み、2月25日に行われた神奈川県学校事務研究集会でこの中間報告について学習をし、また全組合員から意見を求めることとしました。

お忙しい中ではありますが、組合員におかれましては、積極的に別紙用紙にて意見を出されますようお願いいたします。

なお、提出先は地区の神教組事務職員部常任委員、または地区で指定する送付先、送付期限は、**3月21日(火)**までとしますが、期限後も意見は受け付けます。

提出先 下記の神教組事務職員部常任委員あて

または、地区の教職員組合事務職員部で指定する送付先

横浜市教職員組合 → 横浜市立上菅田特別支援学校 原田貴己 あて  
川崎市教職員組合 → 川崎市立南百合丘小学校 緒方麻奈美 あて  
三浦半島地区教職員組合 → 横須賀市立長浦小学校 長谷川貴司 あて  
湘南教職員組合 → 藤沢市立小糸小学校 羽根竜彦 あて  
湘北教職員組合 → 清川村立緑中学校 中野一泰 あて  
中地区教職員組合 → 秦野市立南が丘小学校 野谷春江 あて  
西湘地区教職員組合 → 南足柄市立足柄台中学校 中山真吾 あて

文部科学省のホームページにて、

①学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

②公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）について

が行われています。2つとも、受付締切日が3月19日(日)となっています。それぞれ、

①学校教育法改正案：事務職員の職務について、「事務に従事する」→「事務をつかさどる」

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正案：共同学校事務室の設置

を受けての省令案に向けての意見公募手続です。積極的に公募されるようお願いします。

なお、公募はご自宅のPC、またはご自分のスマホ・携帯から行い、勤務先のPC等からは絶対に行わないでください。

文科省パブコメ・アドレス → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/main\\_b13.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/main_b13.htm)

# 日教組事務職員部専門委員会中間報告

## に対する意見

～ これからの学校における学校事務のあり方—自ら考え、動く事務職員をめざして— ～

地区教組名（                      教組）    分会名（                      分会）氏名（                      ）

※分会名、氏名は無記名でも構いませんが、地区教組名はご記入下さい。なお、氏名等の報告・公表はいたしません。

ご自分の地区の神教組事務職員部 常任委員、または地区指定の送付先へお送り下さい。